

## 令和3年度 第3回 長野県契約審議会 (Web 会議)

日 時 令和4年2月1日 (火)

13時30分～15時20分

場 所 議会棟3階第1特別会室 (事務局)

### 1 開 会

○小野企画幹 (会計局契約・検査課)

委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和3年度第3回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいりたいと思います。

本日は10名の委員の皆様にご出席いただいております。長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により、過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずは御報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となっております。会議録は後日、県のホームページにて公表されますので、あらかじめお知らせをします。なお、会議の終了時刻につきましては午後3時頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願ひががございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、この点に十分御留意をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### 2 会議事項

#### (1) 審議事項

##### ア 前回審議会の主な意見

○小野企画幹

それでは、会議事項に入ります。なお、資料はお手数ですが、事前にお配りしてございますものを御覧いただきますよう、お願ひいたします。

議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定によりまして、会長にお務めいただくことになっております。

それでは、碓井会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○碓井会長

それでは、進行させていただきます。審議事項のア「前回審議会の主な意見」となっております。

まず、事務局から御説明をお願ひいたします。

#### ○事務局

資料1からお願いいたします。1ページのA3の資料を御覧ください。「前回審議会の主な意見」ということで、第2回、9月に開催しました契約審議会の内容から、委員の皆様の見解の要旨、それに対する回答、対応案等をまとめさせていただきました。

この資料の「意見の要旨」の「資料2」が、建設工事以外の製造の請負等3契約の契約状況の資料に対する意見と回答になります。それから「資料3」が建設工事等の受注希望型競争入札の契約状況に対する意見と回答になります。

こちらの資料は、審議会の中で、議事録を参考に御発言された内容と、事務局等で回答した内容をまとめた資料になりますので、内容について御確認をお願いしたいと思います。

その中で、回答の色着きの部分については、審議会の中で回答しきれずに、こちらで改めて回答する内容になりますので、ここで御説明をさせていただきます。

まず、上から三つ目の相澤委員の御意見です。意見の要旨ですが、製造の請負等の3契約になります。「対象機関が『企業局と県警及び県外の現地機関を除きます』とありますが、これが全体なのかどうか、どのぐらいの割合を占めているのかということを知りたい。この表が全体の8割9割を占めているのであれば良いが、半分程度であれば審議会として判断できないのではないか」という御意見をいただいております。

これに対し、審議会後に、企業局、それから県警に、同種の契約について確認をいたしました。令和2年度の両者の契約額の合計が23.6億円余りでございました。令和2年度の県全体の約9%程度に当たる額になります。令和2年度はコロナ関連事業がかなり入っておりますので、その業務のなかった令和元年度の県全体と比較しても、16%程度でございました。

このため、県の契約状況の概要として報告しております現在の表は、県全体の約8割から9割を占めていることとなりますので、契約状況の傾向は示しているものと考えてございます。

引き続き、西村委員の御回答を説明させていただきます。

#### ○事務局

西村委員からいただいた御意見が「平成23年度から平成26年度にかけて、発注件数と平均参加者数がともに減少すること、及び常連ばかりが残る傾向があるかということ」について御説明します。

資料の2ページを御覧ください。「建設工事の入札参加者の状況について」という資料でございます。まず、上のグラフが前回審議会にお示ししたものです。この中で、平成23年度から平成26年度にかけて、発注件数と平均参加者数がともに減少することについて御意見をいただきました。

下の表を御覧ください。調べましたところ、平成23年度の契約案件では、1件の案件に対して30者を超えるような多くの者が参加する工事がたくさんございました。それを赤字で示してございます。平成23年度は、124件と多いことが分かりました。このような多くの者が参加する工事が平成26年度にかけて減少したことが、平均参加者数が減少したことに影響していると考えます。しかし、このような現象が起きた理由は、分かりません

でした。

次に上から二つ目のグラフを御覧ください。県内の建設業の許可者数の変化を示したグラフでございます。こちらも減少のトレンドにあります。特に平成 22 年度から 26 年度にかけて、約 1 割減ったことが分かりました。このことも平均参加者数の減少に影響していると考えられます。

ほかの切り口で、予定価格帯ごとや、業種ごと、地域ごとの観点で傾向分析を試みましたが、特徴的な傾向は見られませんでした。多くの参加者が参加する工事が減ったこと、建設業の許可者数が減ったことが、発注件数と平均参加者数がともに減少するということに影響したと考えます。

次に、「常連ばかりが残る傾向があるか」については、最近 10 年間の落札額件数が多い上位 20 者の各年度の落札件数を確認してみました。その中のある会社を例にとると、平成 23 年度は 14 件受注できていても、24 年度には 9 件、その次は 6 件、7 件、12 件、25 件などと、常に競争が働いていることが確認できました。

総合評価落札方式では、品質確保に努力し、地域に貢献するような企業を評価することを目指しています。努力する企業が受注機会で報われるように、引き続き入札状況を分析、検証し、取り組んでいきたいと考えてございます。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。今日、冒頭にちょっとトラブルになりました関係で、私が進行役を仰せつかったときに、年が明けて最初であるにもかかわらず、皆様に挨拶を申し上げるのを怠ってしまいました。大変なコロナ禍でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの件について御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。まず、相澤委員、いかがでしょうか。

#### ○相澤委員

相澤でございます。本年もよろしくお願いいたします。

この御報告をいただいて了解いたしました。ありがとうございます。

#### ○碓井会長

それから、「赤字」という表現がございましたが、メールで送っていただいたデータは赤で見えるのですが、郵送で受け取っておられる方のものは赤になっていないと思います。

ほかに何か御質問はございますか。

それでは、これはいつも一応前回の内容を確認するという趣旨のものでございますので、これで了承したいと思います。そのように扱ってよろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

## (2) 報告事項

### ア 建設工事に係る公募型見積合わせの導入について

## イ 建設工事等における全国の落札率の推移

## ウ 清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

### ○碓井会長

次は、報告事項のア「建設工事に係る公募型見積合わせの導入について」を議題としたいと思います。

事務局から、まず御報告をお願いいたします。

### ○事務局

3ページの資料2をお願いします。「建設工事に係る公募型見積合わせの導入について」です。

まず、導入の背景についてお話しします。近年、気候変動などの影響により、大規模な自然災害が度々発生しております。昨年8月の大雨でも、県南部を中心に大きな被害を受けております。

「2 大規模災害時における入札契約」ですが、このグラフは、令和元年東日本台風災害に係る復旧工事について、発災直後から令和2年3月までの復旧工事の発注件数の推移を表したものです。

復旧の段階に応じて、青・赤・緑でグラフを示しております。左から、発災直後の応急工事(青)、特に緊急性の高い本復旧工事(赤)、災害査定を経て行う、一般的な本復旧工事(緑)の大きく三つに分けられており、それぞれの段階の初期の時点で多くの発注があることが分かります。

発災直後の応急工事と、特に緊急性の高い本復旧工事については、主に随意契約で行われています。一方、一般的な本復旧工事については、受注希望型競争入札や、総合評価落札方式による発注を基本としておりますが、工事の発注が集中した2月下旬を中心に入札の不調が多く発生しており、この影響によって、契約手続の遅れや工事の着手の遅れが生じているような状況です。

大規模災害の復旧については、工事の発注が急増・集中する傾向があります。また、労働力や資材の調達環境も厳しくなり、一時的な需給の逼迫による入札の不調が増加します。これによる事務手続の長期化は復旧工事の遅れにつながり、社会経済・住民生活への影響が懸念されております。

また、令和3年5月に改正されました国土交通省の「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」におきまして、「構造物が有すべき機能・性能を回復できていない場合に、本復旧の段階であっても、被害の最小化、社会経済・住民生活の回復など至急の原状回復の観点から、随意契約の適用は必要」と迅速な復旧について示されております。

こうした状況を踏まえて、大規模災害時に、多くの入札・契約を短期集中的に行い、早期の復旧・復興を実現するために検討したのが、この建設工事に係る公募型見積合わせです。

次のページを御覧ください。災害復旧については、社会経済・住民生活回復の観点から、これまでも緊急性に応じて随意契約を選択してまいりましたが、平常時と異なる状況下で不調の多発が予想され、迅速な契約、工事の着手が困難な場合において、公募により参加

者を募り、競争見積による随意契約を行うものです。このため、公募型見積合わせという  
ような形にしております。

この制度のメリットですが、迅速な対応が求められる状況下で、契約相手を早期かつ確  
実に把握できる、万一応募がないような場合でも、同時期に公募を行った案件の状況を参  
考に、速やかな見積の依頼により、工事着手の迅速化・円滑化を期待することができます。

また、復旧・復興 JV の参加も可能としておりますので、災害時の技術者不足を広域的  
に補うこともできます。また、公告から相手方の選定までの日数を、総合評価落札方式よ  
り 10 日ほど短縮できるといったメリットもございます。

災害復旧の本工事につきましては、競争入札が基本ではありますが、大規模災害時にお  
いてスムーズに復旧を進めるための選択肢の一つとして、有効なものと考えております。

こちらの試行につきましては、令和 3 年 8 月の大雨による災害復旧工事の発注に間に合  
わせるため、令和 3 年 12 月 1 日より適用としております。

当面は木曾建設事務所管内における災害復旧工事においてこの制度による発注を予定し  
ており、先週まず 4 件の公告を行っております。残り 32 件について、今月公告をしていく  
ことで準備をしております。この試行の状況を検証しまして、今後の運営に反映させてい  
きたいと考えております。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。御説明の中で、「青・赤・緑」という言葉が出てきたと  
思いますが、もし色の入っていない資料を御覧の方は、青とおっしゃったのは斜線の入っ  
た「応急（仮・本）復旧」と書いてあるもの、赤というのが白抜きになっている部分で「本  
復旧（随意契約）」のところ、緑とおっしゃったのが「本復旧（受注希望型）」と、御説明  
の方、それでいいですか。色の付いていない資料を見ている方もおられると思うんです。

吉野委員、どうですか。

#### ○吉野委員

送っていただいたものだけですから、色は付いておりません。

#### ○碓井会長

そうですね。ですから、私が今説明しましたように読んでいただければと思います。

それでは、ただいまの御説明について御質問等ありましたらお願いします。

吉野委員、どうぞ。

#### ○吉野委員

聞きづらかったので聞き漏らしたこともあるかもしれませんが、何点か確認、質問させ  
ていただきます。

まず、確認したいのですが、本件は随意契約ということでございますが、地方自治法上  
は、随意契約は、政令で定める場合のみ認められております。本件の根拠は、これを定め  
ている地方自治法施行令第 167 条の 2、第 1 項の 5 号にあります「緊急の必要により競争  
入札に付することができないとき」、そういうときに当たると解されていると思うんです

がいかがですか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

おっしゃられるとおり、地方自治法に基づいて緊急の必要により競争入札に付することができないときということで、こちらを適用しております。競争に付す時間的余裕がない場合に限らず、工事の性質や内容により緊急の必要性を判断することにつきましては、発注者の合理的な裁量に委ねられているということで、こちらを適用しております。

○吉野委員

5号該当ということですね。施行令の5号の項目に当たるという解釈ということですね。そうすると、こういう例はほかにもこの解釈でやっているのですか。それでよろしいですか。

○事務局

具体的にこの例とお示しできるものは持ち合わせてはいないのですが、緊急を要するような場合は対象としております。

○吉野委員

そうしますと、別紙の4の事務の流れのところ、公告から落札者決定まで約22日とございます。参考の通常の入札の場合は約32日とありますけれども、通常の場合と比べて10日間の短縮と考えてよろしいのですね。

○事務局

そうです。

○吉野委員

そういうことですね。ですから、そういう意味ではかなり短くなるよということですね。

○事務局

そうです。

○吉野委員

分かりました。それで、実はもうちょっと詳しいことをお聞きしたいんですけども、この見積合わせの場合にどういう基準で業者を選ぶのかというのがよく分からないんです。入札の場合はあらかじめ選定の基準が定まっているんですけども、本件の場合、例えば価格だけで選定するんですか、それとも別の基準も配慮するんですか。また、失格基準価格の設定等、ダンピング対策はどうするのか、そういう点が不明確なんです。そういう

点を具体的に説明していただけませんか。

○事務局

まず、公募等の手続ですが、昨年、一昨年と大きな災害が発生しており、各地域で被災状況がそれぞれ異なるような状況の中で、対応できる業者を選定するというのが課題となっております。この、対応できる業者、できない業者を個別に判断することが非常に難しく……。

○吉野委員

聞きづらいので、もう少しはっきり言っていただけますか。

○事務局

公募という手続を行うことで、対応できる業者を速やかに選び、見積りを依頼することができるということでこの制度を運用しております。

○吉野委員

具体的にはどういう基準で業者を決めるのですか。

○事務局

その工事に必要な要件や参加資格を示した中で、それに合った業者に参加していただくという流れです。

○吉野委員

参加はいいけれども、決めるときの基準です。入札の場合はちゃんと価格である程度の範囲内だったら、その中で安い方を選ぶわけでしょう。失格基準価格があるとそこで切っちゃうわけでしょう。この見積合わせではどういう基準でやるんですか。

○事務局

この制度においては、まず工事の規模により必要な要件を設定した中で、それに応じて参加していただきます。決め方については見積書により、価格の安い方に決定します。

○吉野委員

安い方に決定すると。それでダンピング対策はどのようになっていますか。

○事務局

随意契約ですので、失格基準価格の設定は特にございませぬ。

○吉野委員

ないと。じゃあ、一番安いのに決めるだけですか。

○事務局

そうです。価格の安い方に決定することになっております。

○吉野委員

そうすると、品質が悪くてもよろしいんですね、その後。結果的にですが。

○事務局

品質につきましては、工事の施工の中で。

○吉野委員

いや、分かるんだけど、競争入札の場合はある程度の基準で切りますでしょう。けどこの場合は、見積り競争だけでものすごく安くてもいいわけですね。そこがよく分からないんです、ほかの入札と比べて。どうされるおつもりですか。

12月1日からおやりになっているようだけれども、どういうことになっていますか。

○事務局

実施の状況につきましては、始まったばかりということで、今後応札の状況を確認しながらとなりますが、ここ最近、災害復旧については、落札率も非常に高いような状況が続いているという中で、品質の確保の点などを踏まえながら、今後、実施の状況を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○吉野委員

大丈夫かな。気になりますけれども。

○確井会長

今、吉野委員からの御指摘に対して、まずは価格によっていると。それは確認できたことですね。それからダンピングに対して、事前の策がどうも講じられていないことのように確認できたんですが、そうすると、吉野委員のほうからの出されてくるであろう御意見というのは、公募型見積合わせの場合でも、競争入札の場合のような考え方を準用といえますか、そういう方式はあり得るのではないかという意見ではないかと思いますが。

○吉野委員

そういう意味です。

○確井会長

そういうことですね。技術管理室の方、どうですか。

○事務局

大規模な災害がここ数年起きている中で、応札の数も非常に厳しく、実際に1者ずつしか応札がないような案件も発生しております。そういった実態を踏まえて、あらかじめ随



意契約として、個別に見積りを依頼するような方式として検討したものです。

○碓井会長

吉野委員、大丈夫ですか。

○吉野委員

ちょっと心配です。

○碓井会長

やはり今の点の吉野委員の御意見というのは、これから何年かやられるのでしたら事前に検討してみて、要するに、とんでもないのが出てきたときにどうするんだという問題ですね。後になってからでは駄目だと。

○吉野委員

通常の入札だったら担保できていることが、この見積合わせではできるんでしょうかということですか。

○碓井会長

いかがですか、技術管理室。

○事務局

この制度の検討を始めたきっかけとして、大規模災害でもともと応札が期待できない、厳しい状況の中で不調対策という側面も持っており、なるべく応札していただけるような方式ということが、まず前提にありました。

随意契約ということで、競争入札のような失格基準を設けていません。

○碓井会長

そうするとよく分かりませんが、一切今後も検討するおつもりはないということでしょうか。例えば、事前の策として、少なくともそんな金額で工事大丈夫ですかと、そういうことを徹底的に資料を出してやってもらうぐらいのことは必要じゃないですか。低入札価格調査の場合と同じような程度のことは必要ではないかと、直感的に思うんですが、いかがですか。全く事前の準備が必要なくていいのかという問題提起ですね。

それから、今の応札者が現れない状況でとおっしゃいましたが、現れないというのと、公募型の見積もり合わせというのはちょっと矛盾しているわけなので、やっぱり公募するということはそれなりの応募者がいるということを前提にする仕組みですね。ちょっとその辺、技術管理室のほうでお答えをお願いしたいんですが。ある業者さんに、頼むからやってくれという場面と違いますよね、公募型見積合わせという以上は、1者に対して頼んでいる場合と違うわけですね。

○事務局

公募ということも踏まえ、価格のみとなることから、ダンピング対策については、今後引き続き検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

○碓井会長

どうぞよろしく申し上げます。

ほかに委員の皆さんから御質問等ありますか。

奥原委員、お願いします。

○奥原委員

お願いします。今の御審議に加えて1点質問といたしますか意見ですけれども、公募型見積合わせの試行について、土木施設小規模補修工事当番登録というのを今県でやられていると思うんですけれども、それとの違いを伺いたいのと、もう一点は、現在2月25日まで、県で令和4年度と5年度の土木施設小規模補修工事当番登録者を募集中です。登録希望者は地元の企業で、機動力のある技術者数や重機・資材の所有をあらかじめ県にお知らせして登録していますので、公募型見積合わせよりも、災害時に災害の内容に応じて機動力を発揮できるのではないかと考えます。

それから、資料には制度のメリットとして共同企業体の参加も可能とされているんですけれども、案件の規模に応じては、地元を熟知する事業者へ限定する発注もお願いしたいと思えます。

以上2点です。

○碓井会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

まず1点目の小規模補修について、この規模補修で対応できるものは、金額や規模が比較的小さく、なおかつ応急、緊急を要するような工事で、先ほど一番初めにお示ししましたグラフの一番左側、太い斜線(青)で示しているグラフに主に対応しているのがこの小規模補修で扱うような工事です。公募型見積合わせで対応していきたいのは、その後の大きな工事といたしますか、本復旧工事に対応していく工事を想定しておりますので、対象とする工事が違うのと、時期的なものも違っているというような使い分けをしております。

2点目のJVについてですが、受注機会の確保という中で、JVの構成要件としまして、構成員の全てが県内に本店か営業所を有していること、それから土木一式工事について長野県の建設工事の入札参加資格を有することで、さらには構成員のうち少なくとも1者につきましては、被災地域管内に本店を有することといったような要件で、地元を受注の機会を確保できるような要件を課しております。

○奥原委員

今の一つ目の御回答ですけれども、資料2の「導入の背景」の2の表を見ていただきながら御説明いただいたんですけれども、そうすると、応急復旧から本復旧、それから受注

規模などを対象にした本復旧で規模がだんだん大きくなっていくという解釈なのでしょうか。

○事務局

一般的にはそういう解釈でよろしいかと思います。

○奥原委員

よく分からないのですけれども、実際には応急復旧をしたところでさらに本復旧していくんだけれども、規模の小さいものもあるのかと思います。その場合は、応急復旧に携わった企業さんが、本復旧、随契の契約に対応、対応といいますか、契約を優先してお願いできるのかどうかというところも伺いたいですけれども。

○事務局

今お話いただいたようなケースももちろんあるかと思います。このグラフでいいますと真ん中の災害復旧(随契)で示すものが、なるべく早く手をつけなくてはいけない、急を要するような復旧工事で、随契でどんどん進めていくような時期の発注は、こちらに当たります。

○奥原委員

価格について、先ほどとにかく公募型見積合わせの試行の価格については安い方が優先されるということでしたけれども、本復旧をされる工事について何かしら基準を設けないと、先ほど吉野委員からも御意見ありましたけれども、適切な施工ができなかったりということがあるといけないと思いますので、その辺の基準はきちんとお示しいただいたほうが良いと思います。

○碓井会長

これは、先ほどの吉野委員と同じ御意見というふうに承ってよろしいですね。  
次に、森委員から手が挙がっていますね。

○森委員

よろしくお願いたします。先ほどの吉野委員の御質問が中核かなというふうに思いながら聞いておったところですが、やはりこの事務の流れを見ますと、参考として書いてあるところの予定価格とか価格以外点の公表というところ、ここがどういう問題をもたらすかなと感じました。

やはり価格と品質、適切性と、今、奥原委員からありましたけれども、そういう問題が出てきそうだなということと、資料の上下をやはり比較してみると、参考のところ、下の資料のほうに「質問・回答」というのが三つ目のフローであります。さらに言いますと、後ろから三つ目の「疑義の照会・回答」というところが、やはり上の資料ではない。こういう流れの中で、恐らく上の項目の中でそれを含みながらしていくことかなというふうに思うんですが、不具合等が起きるか起きないか、不具合をどう対処していくのかという

ころが気になるところですが、その点いかがお考えかというところをお聞きしたいと思えます。

2点目ですが、大規模災害時で入札及び契約を短期集中的にというのはすごく大事な視点だと思うのですが、この大規模災害というものをそもそもどう定義するのか。判例をもちろん挙げていただいて、令和元年の東日本の台風の災害も含め幾つか挙げていただいているのですが、この対象業務の中で、「労働力等の調達環境の変化など需給が逼迫した状況が発生し」という、そこが基準ラインになってくるかと思うんですが、そこもイメージは沸くんですけども、具体的な基準みたいなものがあるのかどうか。そこをお伺いしたいなと思ったのですが、以上2点です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、入札の流れの中で異議が生じるような場合ももちろん想定されます。今回の見積合わせの試行におきましても、公告と同時に、質疑、質問受付けを行っており、それに対する回答の手続きは行っております。

○森委員

フローの中にはやはりあるわけですね。

○事務局

そうです。こちらの流れには示してありませんが、実際行っております。

また、大規模災害につきましては、大雨や地震などの自然災害の被害が甚大で、かつ、それが県内広域に及ぶ場合を想定しており、建設部が定める「大規模災害時における入札契約制度等のガイドライン」を適用する災害としています。特にこういったケースという具体的に決めたものはありませんが、昨年、一昨年のような災害において適用していくことで考えております。

○森委員

そういう判例に照らし合わせてというのを基本にしていくということでしょうか。

○事務局

はい。

○森委員

分かりました。

○碓井会長

森委員の御質問との関係で、ガイドラインがおありだということですが、そうすると大

規模災害に当たるかどうかというのは、別に予定価格で決まるとかそういう問題ではないと理解していいですか。ガイドラインがどうなっているのか知りませんが。もうちょっと別の、それこそ社会通念か何かがあるということですか。あるいは発注の通念があるのか。

○事務局

特に金額や規模による決まりはありませんが、被害が広域的に及ぶ、一般的に甚大な被害が発生しているような状況において適用することとしています。

○碓井会長

お願いですが、次回の契約審議会ของときに、当然試行ですから、試みですから、その結果についての評価なども承りたいと思うんですが、同時にガイドラインなるものを、資料として次回のときでも見せていただくと、非常に私たちの検討の参考になると思いますが、森委員、そんなことでよろしいですか。

○森委員

ありがとうございます。お願いいたします。

○碓井会長

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

私から2点お願いしたいと思っております、まず一つは、先ほど来吉野委員、奥原委員からございましたけれども、実際地元の皆さんが、やはり復旧・復興という要望に早く応えなければいけないという観点、あと競争性の担保ということだと思っておりますけれども、そんな中、今回あくまで試行ということで、特にこれまでも非常に応札が少ないような木曾建設でやったということなので、あくまで試行4件、また残り32件というのは応札の少ないようなところという、そんな理解でいいのかというのがまず1点です。

2点目としては、大規模災害については、農地整備といいますか、土地改良の関係ですか、山林の林務関係、林業関係もあるんですけれども、今後あくまで建設工事だけの試行かという点についてよろしく申し上げます。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

1点目、木曾建設事務所において、まずはこの制度を使って発注していく準備をしております。御指摘のとおり、木曾につきましては従来より応札の状況が常に厳しいような中で、それでも災害復旧ということで速やかに対応していかなければいけないため、今回、なるべく早く相手方を決め、契約を結んでいきたいということでこの制度を使った実施と

しております。

なお、この実施状況につきましては、検証した上で今後を活かしていきたいと考えております。

2点目の農地整備、林務の関係でも災害はあります。特に林務では、工事発注もありますが、今回、この試行については、建設部が発注する災害復旧工事に限定しております。本復旧工事については、建設、林務にかかわらず競争入札を基本としておりますが、これまでの大規模災害への対応状況を踏まえ、スムーズに復旧を進めていくための選択肢の一つとして検討しているもので、今回はその用途や範囲を限定して行うこととしております。

○碓井会長

湯本委員、よろしゅうございますね。

だいぶ時間がたってまいりましたが。ほかにどうしてもこの機会にという方がいらっしゃいましたらお願いします。大丈夫ですか。

それでは、これは報告事項で、一応承りましたということにさせていただきますが、宿題らしきものも出ささせていただきましたので、事務局におきましては、引き続き慎重に試みをやっただき、また試行についての検証についてもよろしく願います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項の「建設工事等における全国の落札率の推移」につきまして、事務局から御報告をお願いします。

○事務局

5ページ、資料3をお願いします。建設工事と委託業務の全国の落札率について、令和2年度の調査結果がまとまりましたので報告します。

令和2年度の建設工事委託業務の落札率について、全国の都道府県に行ったアンケート調査の結果をまとめたものでございます。なお、全国平均の値は、各都道府県の平均落札率の単純平均となっておりますので御承知おきください。

1、建設工事についてです。全国の平均落札率は93.7%で前年度と同じです。長野県は95.5%で、前年度より1.1ポイント上昇しております。建設工事につきましては、令和元年8月に、失格基準価格を2%引き上げていることから、この影響により、前年度に引き続き落札率が上昇したものと考えております。

続いて2、委託業務についてです。全国の平均落札率は88.9%で、前年度より0.6ポイント上昇しております。長野県は90.0%で、前年度と同じ数値となっております。

工事、委託ともに全国平均を上回っておりまして、これまで契約審議会で御審議いただいた成果が数字として表れたものと考えております。

○碓井会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がありましたら願います。

森委員、お願いします。

○森委員

1点確認をさせていただければと思います。先ほどの冒頭に、「建設工事の入札参加者の状況について」という別紙の資料があったかと思うのですが、ここを見ますと、入札参加者数ということでその推移も記載いただいています。参考にさせていただきたいのですが、長野県の数字とともに全国平均でこの入札の参加者数はどんな推移になっているのかということで、今お聞きできますでしょうか。また、資料等で確認させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○碓井会長

事務局、いかがでしょう。入札参加者数ですね。

○事務局

参加者の数については把握しておらず、集計したものはありません。

○森委員

全国平均を見ると大体適正なボリュームかどうかということで確認が取れるかと思うんですが、この入札の参加者数もこれが適正というふうに捉えていいかどうかがあり、どのポジションにいるのかが見ればと思いましたが、お聞きしました。もし数字等がこれ以降出てくるようでしたら、こういう場でお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○碓井会長

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

堀越です。お願いいたします。今のことに関連してですけれども、これは木下委員にもちょっと教えていただきたいことなんですけど、私の周りにおきましては、入札参加について、総合評価落札方式がネックになっているというふうに感じている業者も結構いらっしゃるようなんです。

ただ現実的に、総合評価落札方式というのは大変重要なことでもあるということから、全体的に実態は分かりませんが、今話が出ました全国平均の入札者がどうなのかということと、それから工事別ですね。総合評価落札方式を採用している工事とそれ以外のものとの入札参加数の比較もしていく必要があるんじゃないかなと。

実際にこの入札参加者が減少している根本的なものが、まだ私ちょっと見えないなというふうには思っているんですけども、その辺の検証というものがようになってきているんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○碓井会長

技術管理室、お願いします。

○事務局

総合評価とそれ以外の比較につきましては、できる範囲で今後検証を行い、なんらかの傾向が見られれば、それに対する対応も考えていきたいと考えております。

○碓井会長

これは堀越委員に私から質問させていただいてよろしいですか。総合評価方式は、仮に事業者にとってネックになるというのは、項目がいろいろ多くて事務的に大変だということがあるという、そういうことでしょうか。

○堀越委員

それもあると思うんですけども、自社がAランクに所属していると、ところがその総合評価でそれ以外のいろいろな面で評価される部分がありますね。そのところでの評価点が低くなってしまってなかなか落札できないというような状況があると、どうしてもその応札するのに工事を選んでしまう。そういう業者が結構いらっしゃるといのが耳に入ってきているということです。

○碓井会長

分かりました。評価点を心配してということですね。

○堀越委員

そういうことです。

○碓井会長

ほかに御質問等ありませんでしょうか。

木下委員、お願いします。

○木下委員

今、私にも質問ということで振られましたので、総合評価制度というのは、委員御存じのとおり価格のみによらない落札者の決定方法ということで、技術レベルですとか、品質の向上に努力した者は高い配点を得られて有利な入札が得られるという制度なんですね。

ですから、考えようによっては、専門分野に強い企業は自分の強い分野で受注可能性は高まりますし、そうでない人は、やはり点数にあまり差がつかない工事を選んで応札するということになります。ですから、当然、総合評価の入札制度のほうが参加者は少なくなると思います。

ただ、何社の入札が妥当かという問題はいろいろ意見がありまして、先ほどの資料にもありましたように、例えば1件の工事に30者も40者も応札者がいるということ自体が、やはり正常ではないと考えております。

それから、入札者の数につきましては、現在長野県内では、令和元年の台風19号災害以来毎年大型の災害が発生しておりまして、非常に繁忙、忙しいんですね。ですから、それ



までの年に比べますと、当然、1件当たりの応札者というのは減っていると思いますので、ここ2、3年の数字を持って傾向を測るのは、正常値が出ないのではないかと考えます。

今年の3月くらいになりますと台風19号災害の復旧が一段落しますので、そうした場合に通常工事の応札状況を見まして、応札者の数というものを判断されたほうが良いのではないかと思います。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに御質問等ありますか。大丈夫ですか。

それでは、これも報告事項ということで、承りましたということにさせていただきたいと思えます。

続きまして、報告事項のウ「清掃警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」につきまして、事務局から報告をお願いします。

#### ○事務局

6ページの資料4を御覧ください。清掃警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定の報告でございます。こちらは例年の報告になります。

まず、1の取組方針ですが、取組方針の記載の番号を書かせていただきました。18番と76番で、最低制限価格制度の導入等をうたっております。

2の最低制限価格の算定方法について、現状の算定方法の御説明です。(1) 予定価格算出時に適用しております国の労務単価を最低制限日額に置き換えて算出しております。例として、令和3年度の清掃員Cという職種、国の労務単価が9,600円です。こちらで予定価格を出していきまして、この単価を令和3年の最低制限日額とした7,020円、この金額に置き換えて、予定価格と同じ積算を行うことで最低制限価格を算出しております。この置き換えによりまして、予定価格の概ね7割程度が現状の最低制限価格となっております。

(2) 最低制限日額ですが、最低制限価格が、契約の履行を確保するのに必要な最低の水準に設定すべきものであることから、長野県の最低賃金、これは時給になりますが、こちらに8時間を乗じた額として設定しております。令和3年の最低制限日額の計算ですが、849円に8時間を掛けます。昨年度はこれに1.033という割増しをして、7,020円として設定をさせていただきました。

令和3年度は、令和2年の10月に、コロナ禍の中、最低賃金が上がらなかったことに配慮しまして、審議会にお諮りの上で、特例として補正係数である1.033、こちらが平成29年度から令和元年度の平均上昇率になりますが、割増しをさせていただきました。それによって令和3年度は7,020円ということで決定をさせていただきました。

3の令和4年度の最低制限日額でございます。こちらが今回の報告事項になります。(1) 最低賃金の改定により、長野県の最低賃金が令和3年10月適用で、877円となりました。昨年度より28円のアップ、率でいうと3.3%でございます。

(2) 最低日額の計算ですが、この877円に8時間を掛けまして7,020円、こちらを令和4年度の最低制限日額としたいということでございます。

(3) 職種別のそれぞれの額ですけれども、清掃員C、これは労務単価で最も安い職種になりますが、こちらにこの7,020円を適用させていただいて、清掃員C以外の職種は別表にまとめさせていただきました。条件として2点ございます。1点目が、清掃員Cとの労務単価の比率を乗じて、職種別の最低制限日額を算出いたしました。2点目として、令和3年度の最低制限日額、こちらは割増しを掛けておりますので、それを下回る場合には、令和3年の日額を据え置きとするという配慮をさせていただきました。

まとめたものが、次の7ページの一覧表になりますので御覧ください。清掃員Aで説明をさせていただきます。清掃員Aの令和4年の労務単価が1万3,700円です。このとき清掃員Cが1万円ですので、単価の比率としては1.37倍となります。この1.37倍を先ほど清掃員Cの最低日額としました7,020円に掛けますと9,617円になります。この算出された額を令和3年の最低賃金日額と比較しますと、前年度比で99.3%ということで、若干落ちますので、清掃員Aについては令和3年据え置きということで、2番の表になりますが、令和4年の最低制限日額を9,687円、前年度比100%で決定したいということでございます。

他の職種についても同様の計算をしまして、結果として右から2番目、保全技術員補、こちらが100.6%で若干上がっている以外は、全て100%、昨年度と同額という結果となりました。こちらを令和4年の最低制限日額として決定したいと考えてございます。

戻りまして、6ページをお願いします。

4の適用日です。令和4年4月1日から実施する清掃、設備管理、警備業務に適用したいと考えてございます。

○碓井会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

それでは私から、質問1点と意見ということでお願いしたいと思っております。

まず、1点目、昨年のコロナ対策で補正係数ということで説明あったんですけども、この補正係数は、コロナ対策、コロナ禍ということですが、今後どのような取扱いにしていくのかというのが1点目です。

意見としては、今年、いわゆる春闘の中では、非常に政府ともども労使で賃上げが高まっているんですが、ほぼ去年と一緒ということです。そのような状況について、いわばこれでいいのか、一緒にいいのかという点、よろしく申し上げます。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今回の最低制限日額の算出の基礎でございます最低賃金につきましては、平成28年に

閣議決定が行われております。年率3%程度を目途として引上げをし、1,000円となることを目指すとされておりまして、以降、年3%程度引き上げられてまいりました。ところが、昨年度については新型コロナによる経済等への影響が非常に厳しいという中で、国が、中小企業や小規模事業者の置かれている状況を考慮して、それまで年率3%程度で引き上げてきたものをほぼ据え置きとした経過がございます。県はこれに対して、昨年度は特例ということで3%の上乗せをさせていただきました。その結果、前回第2回の審議会で御報告したとおりでございますが、落札率の大幅な下落が見られなかったということ、また労働者の賃金も、若干ではありますが、上昇の傾向が見られたということで、一定の成果があったのではないかと考えてございます。今年度については、いまだコロナ禍の中ではありますが、閣議決定どおりに最低賃金が3%以上の引上げとなったことから、例年どおりの算出とさせていただいたところですが、御意見をいただいたとおり、今後の賃上げの状況や、労働環境の変化を注視してまいりまして、来年の最低賃金の動向を考慮しながら、特例としての補正の適用や、補正の率等につきましては、状況に応じて個別に判断をしてまいりたいと考えてございます。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

今のお話とも関連するんですけども、令和4年度の最低制限日額については、令和3年度特例割増をされておりますので、令和4年度についても特例割増できないだろうかということをお聞きしたかったんですけども、今のお話からすると状況に応じて対応することなので、そういう含みがあると考えてよろしいですね。

○事務局

現状では、例年どおり3%の最低賃金の引上げになりましたので、例年どおりの算出ということで考えてございますが、今後、またコロナ等の状況も日々変わっておりますので、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○吉野委員

分かりました。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

大丈夫ですね。では、これも承ったということにさせていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の報告事項は終わりということになります。ほかに何かございませんでしょうか。

田村委員、どうぞ。

○田村委員

1点よろしいでしょうか。報告事項の案についてですが、私はあまり意見はなかったんですけども、本来これだけ意見が出るようなものを、果たして報告でよかったのかなど。いろいろ審議事項と報告事項の切り分けはあったと思うんですけども、本来であれば、やはりこれは導入の前にもう少し意見を聞くべきだったんじゃないかと思うのですが、その辺を事務局はどのようにお考えでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。私も前に、報告事項と審議事項の仕分けはどうなっているのかという質問をした記憶があったんですが。

○事務局

審議事項と報告事項の取扱いの分けですが、今回のケースは、8月に豪雨災害があり、その査定が10月～11月位、実際の発注が1月位というスケジュール感の中で、「緊急を要するために、審議会における審議を経ずに実施した事項を報告事項として執行機関の判断で適用とする」という内規に基づいて判断をさせていただきました。確かに委員が言われるように、今回のように多くの意見をいただくようなケースについては、基本は審議事項であるべきとも思いますが、今回は緊急を要するという判断の中で報告とさせていただいたものでございます。

○田村委員

そういう事情だろうとは思いつつ、やはり新たな手続を導入するということについては、やはり審議事項であるべきだと思います。ですが、今回あくまで例外ということで、ただ他方で、もしかすると、よその県のやつを参考にしてやっているのという安心感があったのか、あるいは逆に長野県のオリジナルだったらなおのこと、本来ですと専門家の方々の意見を持つべきだったと思うんですが、他の県を何か参考にされましたか。

○事務局

他の県を参考にしたものではございません。

○田村委員

分かりました。いずれにしても意見ということで、以上です。

○事務局

御意見ありがとうございます。今後は慎重に判断していきたいと思います。

○碓井会長

湯本委員。

○湯本委員

建設業許可の集約ということで話がありますが、

○碓井会長

その件は、この審議事項が終わってからでいいですか。

○湯本委員

分かりました。

○碓井会長

それでは、以上をもちまして、本日の議題は終わりとさせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○小野企画幹

事務局です。慎重審議、どうもありがとうございました。

ただいま湯本委員から御発言があった件につきまして、この場で御発言いただくということではよろしいでしょうか。

○湯本委員

お願いします。建設業許可の集約ということで、この間いろいろな建設業の許可ということ自体は審議ということではないんですけども、実際関わる皆さんが、これまで各建設事務所で行っていたのが、今度本庁に一本になるというそんな手続になるんですけども、それぞれ関係業界といいますか、そこにはお話しされているという状況でありますので、若干その概要について、共有認識といいますか、共有化してもいいんじゃないかなと思いましたが、よろしくお話ししたいと思います。

○事務局

先ほど湯本委員からお話がありましたとおり、長野県につきましては、令和4年の4月から、建設業許可、それから経営事項審査につきましては集約化を行う予定でございます。従来は各建設事務所に直接、申請書を提出していただいて、建設事務所では一次審査を行った上で、長野県庁へ送り、第二次審査を行った後、最終的に確認ができたものについては許可を出すということをやっていたのですが、令和4年4月から、審査を長野県庁に一元化いたしまして、従来、所管の建設事務所で直接申請をしていたものについて、郵送による申請を受け付けると。もちろん、各建設事務所にいらしていただいた場合も受付は行うのですが、審査を行わないで、長野県庁へ送るような形になります。

また、国では、令和5年1月から電子申請を開始するというので、今、整備を進めているところがございますので、それとも並行して行えるよう、建設業の許可につきましては集約化を進めているということがございます。

集約化に際しては、できる限り各建設業者の便宜を図るような形で行いたいとは思っておりますけれども、やはり各建設業者につきましては不安があるというところもございますので、これから連絡に努めるとともに、関係団体なども通じて周知をさせていただいた

いと思っています。

また、それと併せて、できる限り各建設業者に寄り添うため、従来の建設事務所で行っていた相談体制に代わりまして、建設事務所に設置するテレビ会議システムにより直接県庁の職員と各建設業者がお話しできる機会を設けたり、相談窓口を令和4年4月から随時開設することにより、建設業者の不安に思う部分につきましては、そこで相談ができるような体制を取っていきたいと思っています。

令和4年4月ということで期間がないところではございますけれども、できる限り不都合がない形で進めておりますので、御承知をいただければありがたいと思います。

○小野企画幹

湯本委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

○湯本委員

ありがとうございます。

### 3 その他

○小野企画幹

それでは、ここで事務局から1点御連絡がございます。来年度第1回の契約審議会の開催につきましては、準備が整い次第、また日程の調整等をお諮りしたいと思っています。御連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様方から、何かそのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今年度契約審議会は本日最終となっております。県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の鈴木から御挨拶を申し上げます。

○鈴木会計管理者兼会計局長

本日は、冒頭機材のトラブルなどありまして、開始が遅れるなど御迷惑おかけしました。大変申し訳ございませんでした。

本年度の審議会は今回が最後となりますので、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。本年度は、全部で3回の審議会を開催させていただきました。本来であれば、皆さんと顔を合わせて御審議をお願いしたかったところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、3回とも Web での開催となってしまいました。委員の皆様方には、事前の準備をはじめ、様々な面で御不便をおかけしたこととなりましたが、多大なる御協力を賜り、誠にありがとうございました。

本年度の審議会におきましては、長野県の契約に関する取組方針について、SDGs やゼロカーボンといった新たな視点を追加したほか、入札参加資格申請における審査項目の見直しを行うなど、長野県の契約に関する条例の推進に向け、様々な角度から貴重な御意見を頂戴いたしました。おかげさまで多くの成果を上げることができたと考えております。改めまして、委員各位の御協力に心より感謝を申し上げます。

委員の皆様方には、今後とも長野県の契約がより良いものとなりますよう、引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、時節柄、体調管理にはくれぐれも御留意いただきまして、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。

#### 4 閉 会

○小野企画幹

それでは、以上をもちまして、令和3年度第3回長野県契約審議会を閉会いたします。  
本日は、どうもありがとうございました。

(了)